

<茨木市保健医療センター>指定管理者候補者について

1 施設の名称

茨木市保健医療センター

2 指定管理者候補者

団体名 一般財団法人茨木市保健医療センター

所在地 茨木市春日三丁目13番5号

3 指定の期間

令和6年4月1日～令和11年3月31日

4 選定の理由

当該団体は、昭和52年10月1日に茨木市及び三師会（茨木市医師会、茨木市歯科医師会、茨木市薬剤師会）の共同出資により設立。基本財産は6,000千円で、理事長を代表者に評議員7人、理事12人、監事2人、所長1人、事務局は正規職員9人・非正規職員103人（令和5年10月末現在）で構成されている。

茨木市民の健康に対する関心を高め、市民の保健衛生知識の向上を図るとともに、保健医療に関するサービスを提供し、市民の健康の保持・増進に寄与する目的をもって運営している。

茨木市保健医療センターは、急病診療所業務及び成人向け健康診査業務を主たる機能とし、また、健康づくりのため、健康相談や健康教育事業を実施する拠点にもなっており、市民の健康の保持及び増進を図ることを目的としている。

急病診療業務（医科・歯科）や健康診査業務にあたっては、医療・健診にかかる専門性・特殊性はもとより、夜間や休日等の必要時に機動的・効率的に従事者を確保する必要がある。

当該団体は、茨木市と茨木市医師会、茨木市歯科医師会、茨木市薬剤師会が共同出資して設立した法人で、上記業務を的確に執行できる団体であり、加えて、市はこれまで地域の医療者との連携を図り、市民の健康保持増進を充実させてきたことから、市内全域に会員を有する三師会との連携は必要不可欠なものである。

また、当該施設について平成18年4月から指定管理者の指定を受け、施設管理はもとより、前述の各業務を的確に遂行してきた実績があり、指定管理者として適格であることから、同法人を指定管理者候補者として選定する。